



歴史  
基本構想  
文化



# 尾道市歴史文化基本構想

平成23年3月  
尾道市

# 目次

はじめに	1
1 歴史文化基本構想等策定の背景と目的	1
2 歴史文化基本構想等の位置づけと役割	2
(1) 歴史文化基本構想等の位置づけ・役割	2
(2) 歴史文化基本構想等の計画期間	2
3 文化財及び歴史文化資源の定義	3
4 歴史文化基本構想等策定の経緯	5
5 歴史文化基本構想等策定の実施・推進体制	6
<b>第1章 尾道市の歴史と環境</b>	<b>8</b>
1 自然・地理的環境	8
(1) 位置・交通条件	8
(2) 地勢	9
(3) 気象	10
2 歴史的環境	11
3 社会的環境	14
(1) 人口の推移	14
(2) 入込観光客数の推移	15
<b>第2章 文化財の総合的把握と尾道市の関連文化財群</b>	<b>16</b>
1 文化財の総合的把握とデータベース化	16
(1) 文化財の総合的把握調査	16
(2) 文化財データベースの概要と基準	25
2 文化財の現状と特性	26
(1) 指定及び登録文化財の状況	26
(2) 未指定文化財等の状況	28
(3) 文化財の特性	29
3 文化財の保存・活用の全体テーマ	32
4 関連文化財群の設定	33
(1) 関連文化財群の設定の基本的な考え方	33
(2) 関連文化財群の設定	34
(3) 関連文化財群の内容	36
<b>第3章 関連文化財群の保存・活用に関する基本的な方向</b>	<b>58</b>
1 関連文化財群の保存・活用の意義	58
2 関連文化財群の保存・活用に関する基本的な方向	59

<b>第4章 歴史文化保存活用区域の位置及び範囲</b>	<b>60</b>
1 歴史文化保存活用区域の設定	60
2 歴史文化保存活用区域の位置	62
3 歴史文化保存活用区域の範囲	64
(1) 尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域	64
(2) 瀬戸田・海と島と暮らしの歴史文化保存活用区域	66
(3) 向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域	68
(4) 浦崎と百島・半島と島の歴史文化保存活用区域	69
(5) 因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域	70
(6) 御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域	72
<b>第5章 文化財の保存・活用に必要な事項</b>	<b>73</b>
1 文化財の保存・活用にに関する基本的な方向	73
(1) 文化財の継続的・持続的な調査・研究	74
(2) 文化財の保存・活用の体制づくりと担い手の育成	74
(3) 関連文化財群等としての文化財の保存・活用	75
(4) 個別的な文化財の保存・活用	75
(5) 情報提供と啓発	76
(6) 具体的な保存・活用の手法の検討とその具体化	76
2 歴史文化資源に関する基本的な方向	78
3 文化財保存活用計画に関する基本的な方向	79
(1) 文化財保存活用計画の必要性と役割	79
(2) 文化財保存活用計画に盛り込む内容	79

## はじめに

### 1 歴史文化基本構想等策定の背景と目的

瀬戸内のほぼ中央に位置する尾道は、近畿から九州、そして朝鮮半島や中国へと続く海上交通の要衝として、特に中世以降、商工業の重要拠点であるとともに、瀬戸内地域の有力な商港町として栄えた。尾道旧市街地に点在する中世から近世にかけての寺院建造物は、将軍家や有力守護、豪商の庇護を受けた瀬戸内を代表する港町としての尾道を証明するものである。

また、平成17年、18年の市町村合併により御調町、向島町、因島市、瀬戸田町が新たに市域に加わった。これらの地域の丘陵部や島嶼部も、それぞれが歴史的・文化的に特徴ある地域で、特に尾道と同じく中世から続く瀬戸内有数の港町として、瀬戸田港などがあり、瀬戸内の海上交通の歴史と深い関わりがみられる。

これまでは文化財保護の取組と都市計画、景観形成といった取組との連携は十分とはいえず、また文化財の保存計画においても指定文化財単体の保存・活用を重視した従来型の取組が中心となっている。さらに、これまで個別に文化財保護行政を行ってきた5市町が一緒になったことから、今後は新市域全体における総合的な文化財保護の取組、そして都市計画との連携による総合的なまちづくりが必要となってきている。

また、市域は歴史的に斜面地域や島嶼地域等に人々が住み続けてきていることで独特な環境を形成しており、今では斜面住宅地や島嶼地域における災害対策や生活利便性の確保、バリアフリー環境の向上等の課題と文化財行政とを切り離して考えることはできない。

こうした中、文化庁において「文化財総合的把握モデル事業」が創設された。このモデル事業は、地域の文化財を、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための構想である「歴史文化基本構想」を策定するため、複数の地方公共団体において、モデルケースとして基本構想の策定を行い、その方向性や課題を明らかにするものである。

この構想の目的は、多様な地域文化の継承と地域活性化である。柱となる考え方・方向性としては、「有形・無形の地域の文化財を相互の関連性のある一定のまとまり（関連文化財群）として捉え、総合的に保存・活用」するとともに、「文化財と一体となって価値をなす周辺環境（歴史文化保存活用区域）も含め保護・整備」することである。

尾道市は、「文化財総合的把握モデル事業」の意義と必要性を鑑み、平成20年度に文化庁の採択を受け、平成22年度までの3ヵ年で事業を実施した。

本事業は、尾道市内各地域の歴史的・地理的特色を踏まえた、文化財の総合的把握調査及び諸処の地域課題を考慮した「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」の設定、そしてこれらを通じて、いわゆる文化財マスタープランとしての「尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画」（以下「尾道市歴史文化基本構想等」という。）の策定を行うものである。

## 2 歴史文化基本構想等の位置づけと役割

### (1) 歴史文化基本構想等の位置づけ・役割

尾道市歴史文化基本構想は、「芸術文化の振興に関する基本的な方針（平成19年2月9日閣議決定）」を踏まえるとともに、それに基づく「文化財総合的把握モデル事業」において策定するものであり、地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくことを目指した、尾道市の文化財に関わる最上位の基本構想として位置づける。

また、尾道市歴史文化基本構想は、「尾道市総合計画」（平成19年12月策定）を文化財行政の面から支えるものであり、政策の柱である「尾道の持つ感性の豊かさが誇りになるまち」の実現を目指し、関係施策等との調整・連携を図りながら、総合的かつ計画的に文化財の保存・活用を進めていくための考え方や方針などを明らかにしている。

尾道市文化財保存活用計画は、歴史文化基本構想の実現に向けた行動指針となる計画であり、多部門にわたる施策・事業等を明らかにし、総合調整しながら、具体化を図ることを意図したものである。

なお、文化財総合的把握モデル事業で策定した尾道市歴史文化基本構想等は、文化庁に報告・提出することになる。文化庁では、尾道市を含めこのモデル事業に採択した全国20の市町及び地域からの報告・提出を踏まえながら、歴史文化基本構想等に関する方針などが出されると考えられる。

こうした文化庁の方針等が出された段階で、必要に応じて尾道市歴史文化基本構想等を見直し、より実効性のあるものとする予定である。

また、尾道市歴史文化基本構想等は、適切に計画の進行管理を行うとともに、文化財を取り巻く状況の変化、事業の進捗状況や成果、課題を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

### (2) 歴史文化基本構想等の計画期間

尾道市歴史文化基本構想は、文化財の保存・活用のあるべき姿やそのための方向づけなど、長期的・普遍的な内容を含んでいる。

このため、計画期間や目標年次は示さず、その点については尾道市文化財保存活用計画が担う。

尾道市文化財保存活用計画は、事業の具体化に力を置いたものであることから、計画期間を示し、より実効性を高める。

尾道市文化財保存活用計画の計画期間は、平成23年度から概ね10ヵ年とする。

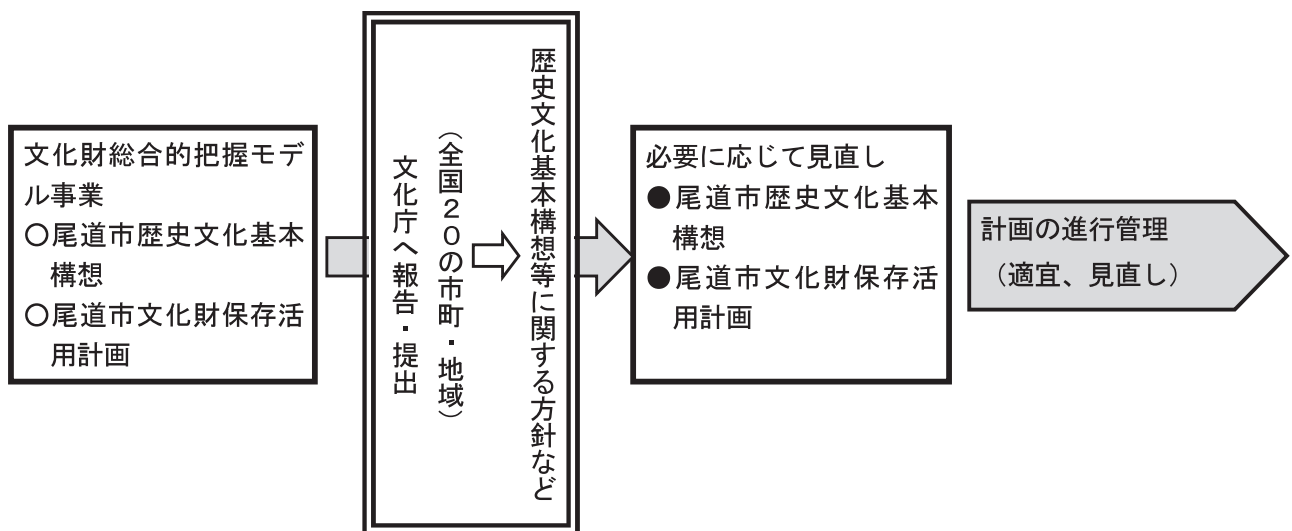


図 0-1 歴史文化基本構想等の策定に関わる流れ（今後の展開）

### 3 文化財及び歴史文化資源の定義

文化財保護法による文化財は、下記のように6種類から構成されることになり、それらは指定または登録文化財と未指定または未登録の文化財に分けられる。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。 )及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。 )で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

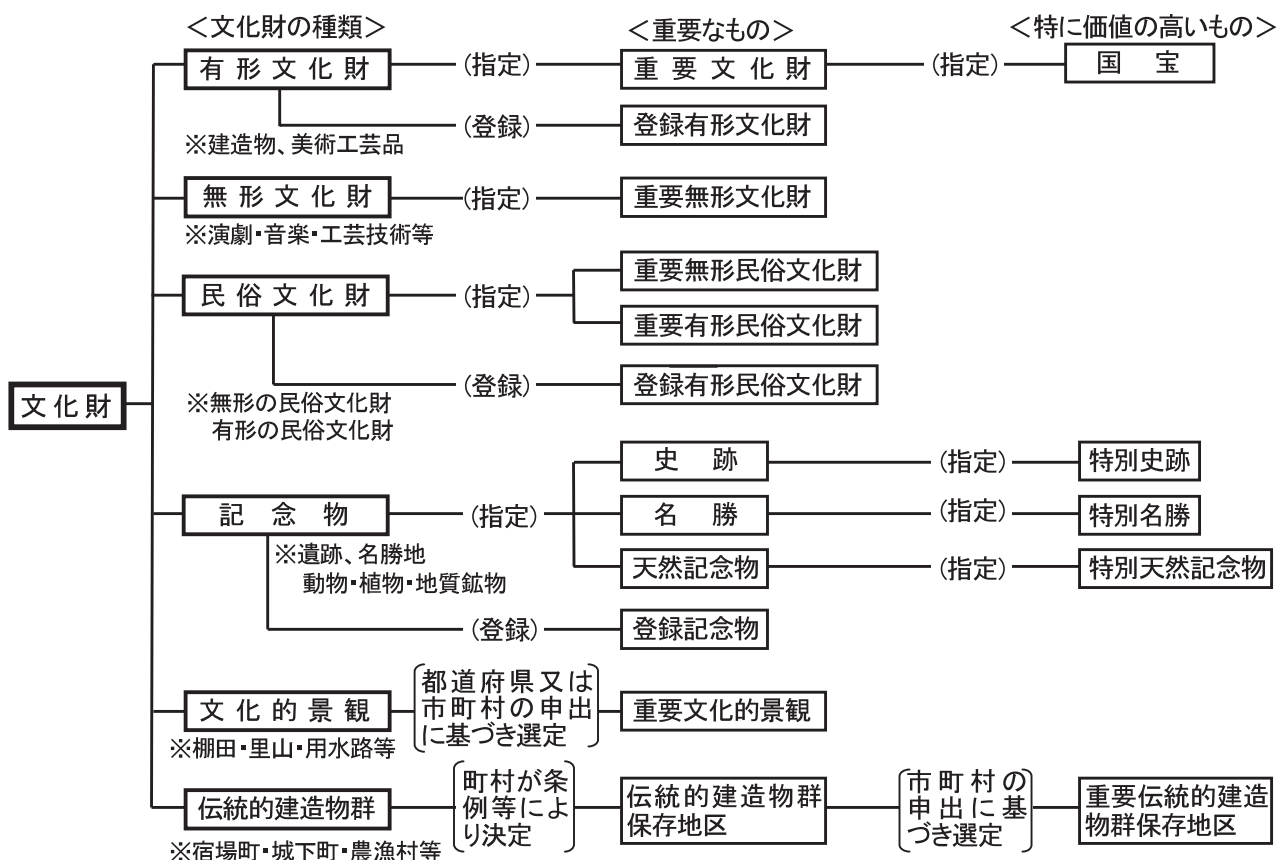


図 0-2 文化財の種類 (文化財保護法)

文化財とは、一般的には指定文化財を指すことが多いと言えるが、「指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産（文化審議会文化財分科会企画調査会・報告書 平成19年10月30日）」を指す。このことは、文化財保護法による6種類以外のものについても、文化財となり得ることを示しており、広義の文化財と捉えることができる。

こうした文化財保護法による定義や文化財に対する考え方を踏まえ、尾道市歴史文化基本構想等においては、歴史文化資源という名称を使用しており、文化財保護法の定義以外のものも、文化財となり得るものとして広義の文化財の概念としている（下図）。

この歴史文化資源は、後述する「（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度」（第5章2）と密接に関わる。この制度では、登録申請する際に指定または登録文化財以外の歴史文化資源を対象としており、市民自らが歴史文化資源を再発見・再認識し、それらを大切に生かし、次代に伝えることを目指している。

なお、登録申請される歴史文化資源の一部は、指定文化財または国登録文化財となる可能性もある。一方、市民が取り上げるものの一部は、文化財の6種類の範疇には収まりにくいもの、収まらないもの、あるいは登録されない場合があるかも知れない。こうしたことも想定されることから、歴史文化資源は、より広い概念で捉えておくことが、多様な地域の歴史文化の再発見や市民の歴史文化に関する関心を高めることにつながると考える。

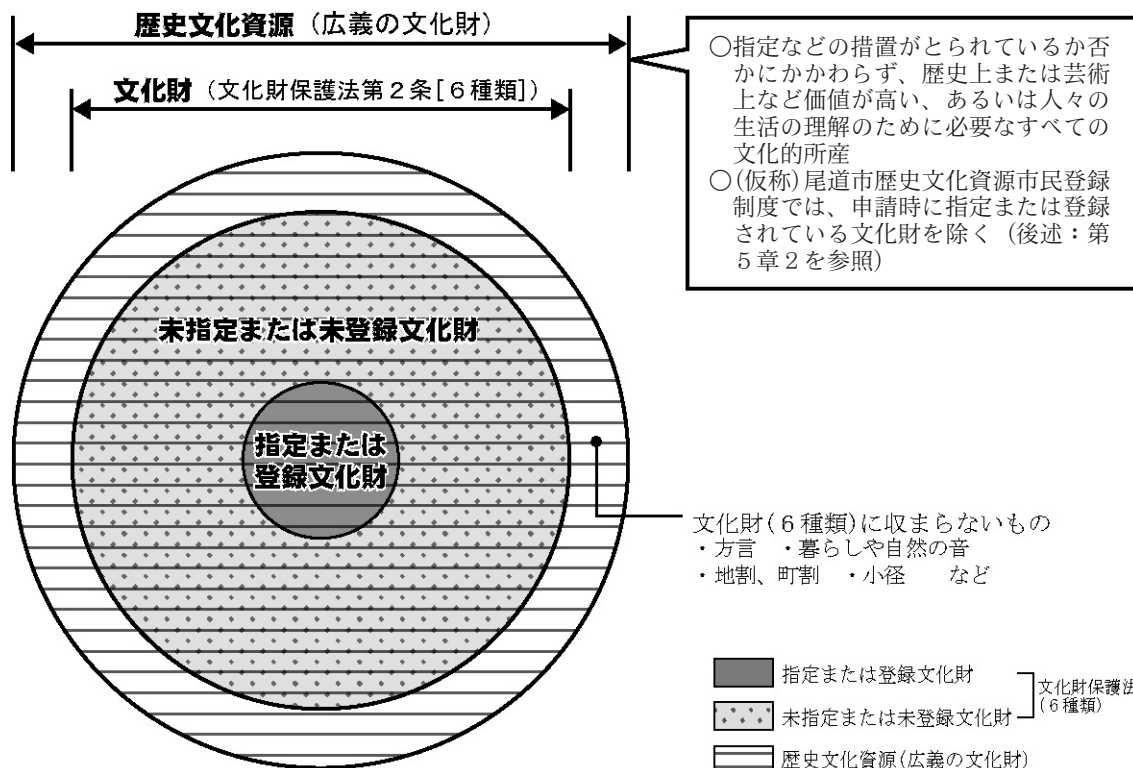


図0-3 文化財及び歴史文化資源の定義

## 4 歴史文化基本構想等策定の経緯

### <平成 20 年度の取組>

尾道市文化財総合的把握モデル事業は、平成20年9月に文化庁と尾道市が委託契約を締結し、事業を開始した。まず、事業実施体制を整えることから着手し、尾道市教育委員会文化振興課内に事務局を設置し、また、関係部局からも事務局に職員が入っている。歴史文化基本構想等策定委員会委員は、行政委員、市民委員及び尾道市内で文化財等の調査を実施されている研究者を学術委員として委嘱した。

また、今回の事業の中で中心的位置を占める文化財悉皆調査（文化財の総合的把握）を効率的かつ迅速に実施するため、学術委員による歴史文化基本構想等調査委員会を設置し、文化財悉皆調査と並行して、より専門的な文化財調査の実施と調査成果の検討、関連文化財群や歴史文化保存活用区域の検討等を行うこととした。

なお、歴史文化基本構想等策定委員会及び歴史文化基本構想等調査委員会を各2回、ワークショップを1回開催した。

### <平成 21 年度の取組>

平成21年度は、文化財悉皆調査と歴史文化基本構想骨子作成を主要な内容とし、これらを効果的に進めるために、調査委員会の中に分野ごとの部会を設置し、各部会で調査方法やデータ整理の検討を行った。これらの部会の結果を歴史文化基本構想骨子に盛り込めるよう、関係部局とも連携して、素案作成を行った。

素案は、事務局が今までの委員会等での成果及び文化庁意見交換会での検討結果等を考慮し、その基盤となるものを作成し、肉付けを行った。この歴史文化基本構想骨子を調査委員会で議題として取り上げ、検討を行った。そして、策定委員会において、歴史文化基本構想・骨子は承認された。

なお、歴史文化基本構想等策定委員会を1回、歴史文化基本構想等調査委員会を2回、ワークショップを1回開催した。

### <平成 22 年度の取組>

平成22年度は、文化財調査と尾道市歴史文化基本構想等の作成を主要な内容とし、これらを効果的に進めるために、関係部局とも連携して、作成を行った。

尾道市歴史文化基本構想等は、事務局が今までの文化財調査の成果や委員会等での意見及び文化庁意見交換会での検討結果等を考慮し、歴史文化基本構想・骨子を基に、その基盤となるものを作成し、その肉付けを行った。この尾道市歴史文化基本構想等を策定委員会3回と調査委員会3回で検討を行い、承認された。

また、市民への周知と意見交換及び集約を効果的に行うために、歴史文化シンポジウムと歴史文化リレー講演会、近代化遺産めぐりワークショップなどを開催した。



## 5 歴史文化基本構想等策定の実施・推進体制

文化財総合的把握モデル事業（文化財把握調査、歴史文化基本構想及び保存活用計画の策定）の実施及び推進に関わる体制は、以下ようになる。

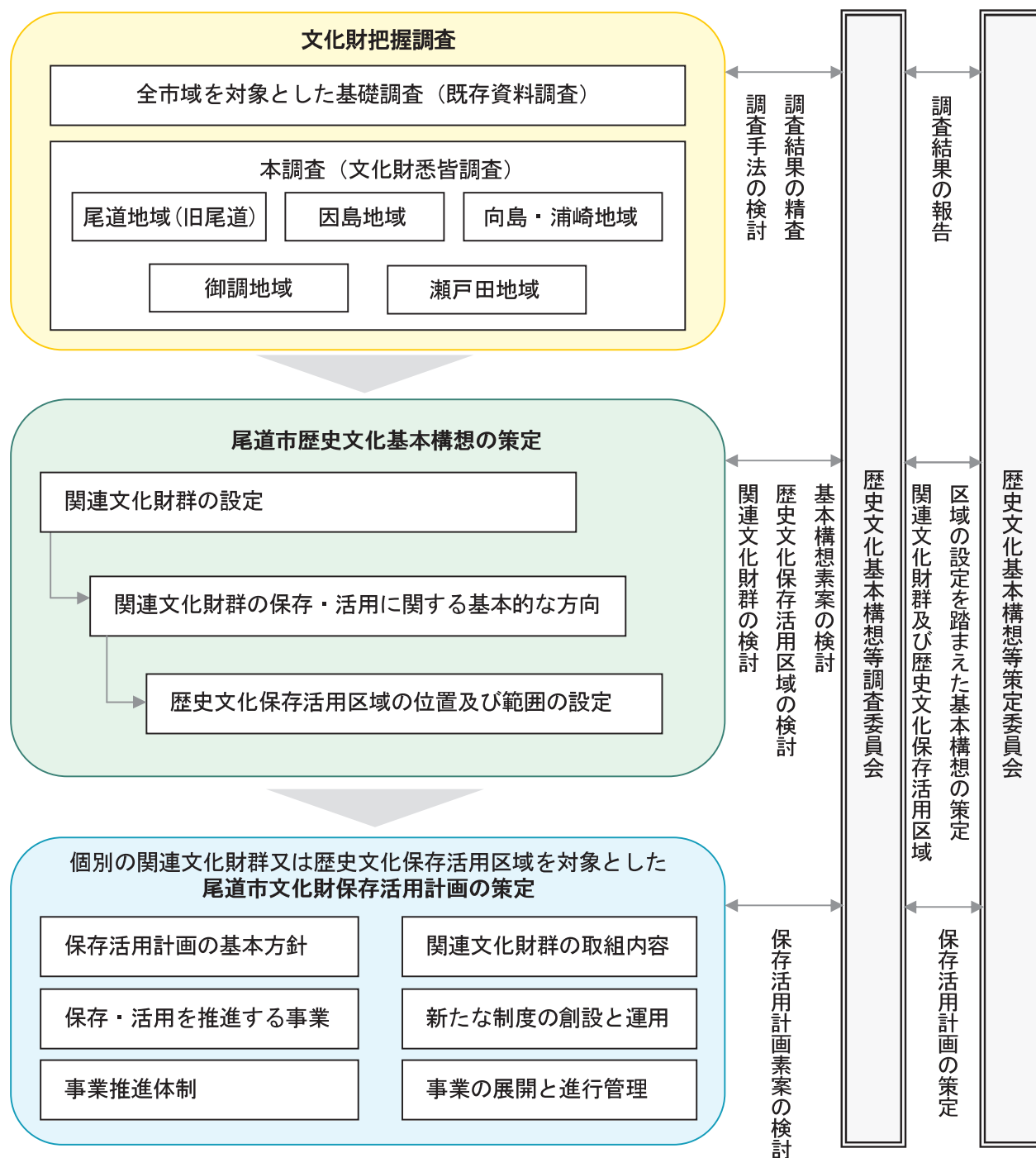


図 0-4 文化財総合的把握モデル事業の実施体制と流れ

## 文化財調査の視点と体制

市内全域を対象に文化財の総合的把握調査を実施することとなったが、その視点と意義・特色は、大きく次の2点に集約される。

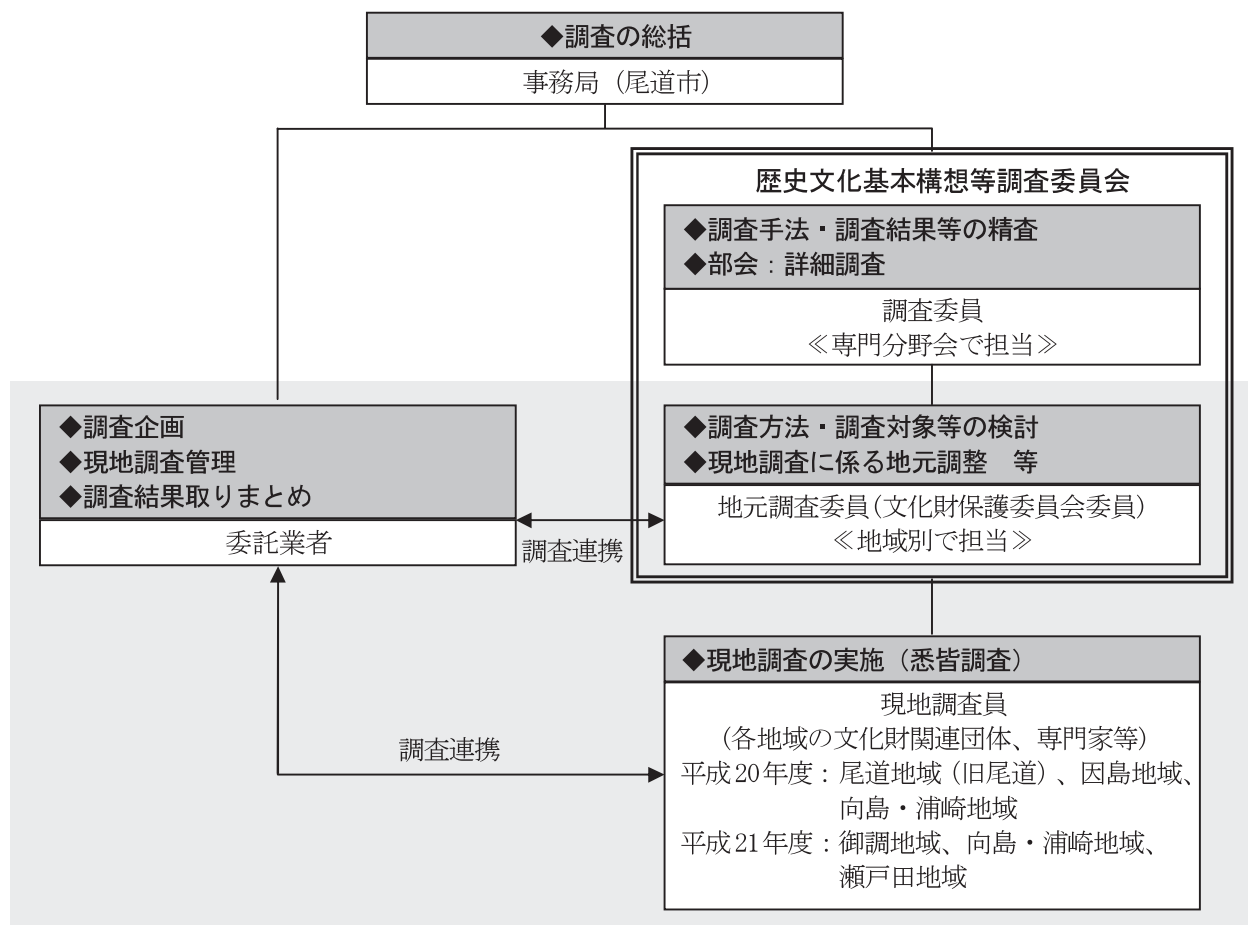
- 部会設置による詳細調査の実施
- 地域住民による悉皆調査の実施

また、調査対象は、文化財保護法の6種類の分類を基本とするとともに、地域ごとの特性を踏まえながら、次のような区分で行っている。

- 有形文化財：石造物、美術工芸品、文献資料、古民家（単体、集合）
- 民俗文化財：民俗芸能、民具、生産器具、年中行事
- 記念物：城跡、道路遺構
- その他の歴史文化資源（上記以外）：地割り、歴史的景観（小景観）※、名産品、食生活

このうち地域住民による悉皆調査に当たっては、調査の手引きを作成するとともに、対象物ごとに調査シートを作成した。

なお、調査の地域区分は、原則、文化財関連団体が組織されている旧市町単位とした。ただし、浦崎については、島嶼部・半島部で向島と近接していることから、向島・浦崎地域とした。



：地域住民（NPO法人、文化財協会等）による調査

図 0-5 文化財把握調査全体の体制

### ※歴史的景観（小景観）

路地や石段とその周辺、石造物とその周辺などのうち、文化的な価値や魅力を感じる比較的小さな範囲の景観。調査では、その主対象となる路地や石段、石造物などを景観要素として把握。